

## 北海道生物の多様性の保全等に関する条例が制定されました

生物多様性の保全と持続可能な利用をすすめ、次の世代に引き継いでいくため、指定餌付け行為の禁止、指定外来種を放つことの禁止、希少種の保護などを盛り込んだ「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」を制定しました。

### < 条例の構成 >

- 第1章 総則
- 第2章 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的施策
- 第3章 生物多様性維持回復事業  
(生物多様性維持回復事業の実施など)
- 第4章 鳥獣の保護管理  
(指定餌付け行為の禁止など)
- 第5章 外来種による影響の防止  
(指定外来種を放つこと等の禁止など)
- 第6章 希少野生動植物種の保護  
(指定希少野生動植物種等の指定など)
- 第7章 推進体制の整備  
(生物多様性保護取締員・生物多様性保護監視員の配置など)
- 第8章 雑則 (規則への委任など)
- 第9章 罰則 (指定外来種を放つこと等に対する中止命令等の違反者への罰金など)
- 附 則 (施行期日：平成25年4月1日、ただし第3章から第9章は同年7月1日)



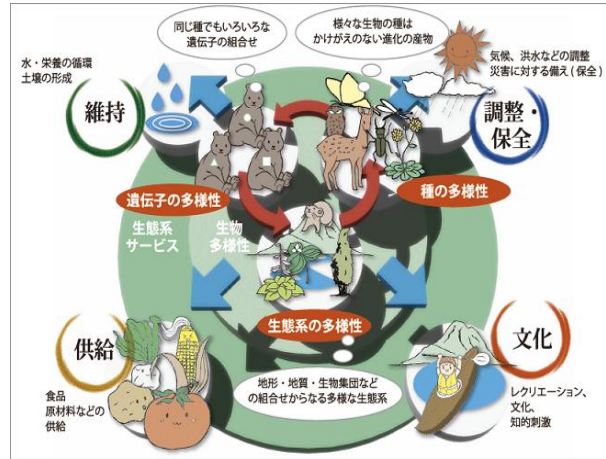
生きものは大切でござる

ものをムダにしたり、自然を汚したりすると、どこからともなくあらわれてチェックする忍者でござる!

環境忍者 えこ之助

## 生物多様性の保全とは

私たちの周りには、個性豊かな数多くの生きものが暮らしています。そして、それぞれがつながりあって、北海道の豊かな自然環境が成り立っています。このような「固有性」と「つながり」を生物多様性といえます。



生物多様性は、食料、空気、水、気候の調整だけでなく、自然体験の場や、美しい景観、ふるさとの風景などの文化的価値を持ち、私たちの生活に大きな恵みをもたらしています。

そんな北海道の生物多様性にも、危機が迫っています。

### 第1の危機

人間活動や開発による生態系の破壊、野生生物の種の減少・絶滅

### 第2の危機

自然に対する働きかけの縮小による影響 (エゾシカによる食害など)

### 第3の危機

外来種など人間により持ち込まれたものによる生態系の破壊

### 第4の危機

地球環境の変化による危機 (気候変動・地球温暖化)

地球の平均気温が1.5~2.5℃上昇すると、世界の動植物種の20から30%で絶滅リスクが上昇する可能性を指摘 (IPCC第4次評価報告書)

## 指定餌付け行為の禁止

野外で鳥獣(野生のほ乳類や鳥類)に餌を与える行為のうち、生物多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものを、「指定餌付け行為」として禁止します。指定餌付け行為は今後専門家の意見などを聞いて定めますが、全ての餌付け行為を禁止するわけではありません。

指定餌付け行為の禁止に違反すると、

餌付けの中止などを勧告します。勧告に従わないときは氏名等を公表することができます。

## 指定外来種を放つことなどの禁止

外来種のうち、生物多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものを「指定外来種」として指定し、本来の生息・生育地以外に放つ、又はまくことなどを禁止します。

指定外来種は、今後専門家の意見などを聞いて、規制が必要な外来種を指定します。

指定外来種を放つこと等の禁止に違反すると、

行為の中止などを命ずることができます。この命令に違反したときは、30万円以下の罰金の対象になります。

## 外来種とは

本来その種が持っている移動能力を超えて、意図的あるいは非意図的に人によって国外又は国内の他の地域から持ち込まれた種のことをいいます。道内の一部の地域だけに生息、生育している種を、道内の他の地域に持ち込むことも含まれます。

### 外来種対策の3原則

「入れない、捨てない、広げない」



北海道ブルーリストは北海道の外来種の実態をとりまとめたデータベースです。[北海道ブルーリストで検索](#)してください。

## 希少野生動植物種の保護

道内に生息又は生育する野生動植物種の中で、保護が必要な希少種を「指定希少野生動植物種」に指定し、捕獲、採取等を禁止しています。

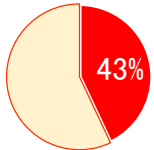
指定希少野生動植物種の指定は、専門家の意見などを聞いて順次指定しており、現在、29種が指定されています。

指定希少野生動植物種の捕獲等の禁止に違反すると、

指定希少野生動植物種を捕獲や採取する悪質な行為は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象になります。

## 絶滅の危機にさらされる北海道の動植物

- ほ乳類の約43%に絶滅の危機  
エゾオオカミ、カワウソは絶滅！  
■絶滅のおそれのある種



- 鳥類の約18%に絶滅の危機  
トキは絶滅、シマフクロウはわずか！
- は虫類・両生類の約29%に絶滅の危機  
キタサンショウウオなどが減少！
- 魚類の約52%に絶滅の危機  
チョウザメが絶滅、イトウなどに危機！
- 昆虫類の約4%に絶滅の危機  
モートンイトトンボが絶滅、タガメなどに危機
- 植物の約23%に絶滅の危機  
タカネハナワラビなど3種が絶滅、ヒダカソウは花の咲く株が減少！



**北海道レッドデータブック**  
は北海道の希少野生動植物の実態をとりまとめたデータベースです。  
**北海道レッドデータブック**  
で検索してください。

## よくある質問

- どのような行為が指定餌付け行為になるのですか？

今後、生物多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある餌付け行為を「指定餌付け行為」として禁止します。

<注意> 禁止されていなくても、鳥獣におやみに餌を与えると、自然のバランスを壊します！

- 本州に生息する種でも外来種になるのですか？  
指定外来種の飼育には許可が必要ですか？

外国産のほか、本来道内に生息していないイノシシやカブトムシ、トンサマガエルなども外来種です。外来種のうち、生物多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものを「指定外来種」に指定し、本来の生息地・生育地以外に放つ、又はまくことを禁止します。指定外来種を飼うことは禁止していません。飼育許可もありませんが逃げ出さないように注意を。

<注意> 北海道にいない外来種を野生化させると他の生きものにも悪い影響を与えます！

- 希少野生動植物種とはどのようなものですか？

道内に生息又は生育する野生動植物種の中で個体数が少ないものや減少しつつあるもの、又は環境が悪化しつつある種のことで、このうち保護が必要なものを「指定希少野生動植物種」に指定し、捕獲や採取などを禁止します。

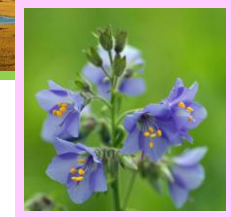
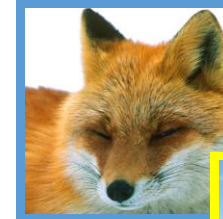
<注意> 高山植物は厳しい環境で生きています。登山では植物を踏みつけないように！

### <お問い合わせ>

- 環境生活部環境局生物多様性保全課  
011-231-4111 内線 24397  
ホームページに詳しい情報があります。「北海道 生物多様性保全課」で検索してください
- 各総合振興局・振興局 環境生活課自然環境係

## 北海道の生物多様性を 保全するために

北海道にはいろいろな生きものが  
くらしています



生物多様性を守ることは  
私たちの暮らしを守ることです

平成26年2月  
北海道